

桑折町読書活動推進計画

第2次改訂版



桑折町教育委員会
令和8年3月

はじめに

子どもの読書活動は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないもの（子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）」です。また、乳幼児期の読み聞かせを起点に、本に親しむ経験を重ねることは、知的発達にとどまらず、情緒面や社会性の育成にも大きく関わり、子どもたちの健やかな成長を支える基盤となります。

そうした中、スマホやタブレット等を視聴するスクリーンタイムの増加により、生活リズムに変化が生じるとともに、その活用により子どもたちを取り巻く学びの環境は大きく変わってきており、読書習慣が十分に形成されにくい環境にもなっています。大量の多様な情報に日常的に容易に接する時代だからこそ、子どもたちが自分のペースで言葉と向き合い、想像を広げ、考えを深める読書の時間を、暮らしの中に確かな形で位置付けていくことが、これまで以上に重要になっています。

また、子どもたち一人ひとりが、「読みたい本に出会えること」「読める時間が確保されること」「読んだ内容を安心して話せること」を実感できるよう、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしながら支えていく必要があります。

桑折町教育委員会では、子どもたちがいつでも、どこでも読書に親しむことができる環境づくりを目指し、平成22年9月に「桑折町読書活動推進計画」を策定し、学校図書館の活用をはじめ、公民館図書室等と連携した取組を進めてきました。学校においては、読書時間の確保や読み聞かせ等に加え、家庭と学校が協力して読書習慣を育む取組として、家族で本を読み、語り合う「家読(うちどく)」という家庭読書の充実につながる実践も重ねてきました。「家読」は、読書をきっかけに親子・家族の会話を生み、子どもが「読書は楽しい」と感じる機会を日常に増やす取組です。

この度、これまでの取組の成果と課題、社会環境の変化を踏まえ、子どもたちの読書環境を一層充実させるために、本計画を改訂することとしました。町をはじめ、家庭、地域、学校、関係機関・団体等、子どもの読書活動に関わる全ての皆様と力を合わせ、桑折町の未来を担う子どもたちの人生が、読書を通して、より豊かになるよう、読書活動を推進してまいります。皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

桑折町教育委員会教育長 佐藤 浩哉

読書活動推進計画(概要図)

幼稚園・認定こども園・小・中学校 における読書活動

- 朝や昼食後の読書活動の継続
- 読み聞かせやブックトーク
- 絵本の紹介や新刊図書の紹介
- 図書室・図書コーナーの活用促進と活用指導
- 図書室への新聞配備

公民館等における読書活動

- ファミリー文庫の運営
- 幼・認定こども園・小・中への読み聞かせボランティアの派遣
- 図書貸し出しの推進
- 読書推進の企画

豊かな心と
生きる力を育む
読書活動



地域や家庭における読書活動

- ボランティアやサークルによる読み聞かせ活動の拡充
- 乳幼児ブックスタートの充実
- 家読(うちどく)の勧め
- 家庭での読み聞かせの推奨
- 読書推進を担う人材育成

読書環境の整備

- 図書ネットワークの活用推進
- 関連施設の図書の充実
- 巡回図書の活用や県立図書館等との連携
- 小学校等への定期団体貸出の充実



第1章 基本的な考え方

1 計画の趣旨

読書は、子どもの心を豊かにし「豊かな人間性」を育むとともに、主体的に学んだり創造的に考えたりする「生きる力」や態度を培います。

子どもは、読書活動を通して想像力や感性を磨き、文字や言葉を使って論理的に考えたり、感情豊かに感じ合ったり伝え合ったりするための「言語」を身につけていくことができます。また、読書活動を通して幅広い知識を身につけ、正しい判断力や創造的な思考力を向上させたり、必要な情報を選択して活用したりする能力を培っていくことができます。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に施行された後、翌年、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が決定されました。その後、第2次基本計画（平成20年）、第3次基本計画（平成25年）、第4次基本計画（平成30年）と時代に合わせた定期的な計画の見直しが行われ、現在では、第5次基本計画が令和5年3月28日閣議決定され、子どもの読書に関する諸取り組みの全国的な基本方針となっています。福島県においても、令和7年3月に、「第5次福島県子ども読書活動推進計画」が策定されています。

本計画は、将来を担う子どもたちが、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、[幼稚園・認定こども園・小・中学校における読書活動]、[公民館等における読書活動]、[地域や家庭における読書活動]、[読書環境の整備]の視点から総合的な読書活動を推進し、読書を通して「生きる力」の中でも特に「豊かな人間性」を育むことを目的として策定するものです。

2 計画の実施期間

本計画は、令和8年3月に策定し、同年4月から実施します。実施期間は5か年度で令和12年度を目標年度とします。なお、計画期間中であっても、地域ニーズ、町政の推移、社会情勢の変化、国・県の動向などを踏まえて、必要に応じて計画見直しを行います。

3 本町における読書活動の現状と課題

〈本町における「読書に関する調査(令和7年11月実施)」から〉

「幼児期における読み聞かせ」や「幼児期に昔話や物語を聞く」といった体験は、幼児の年齢が上がるにつれて減少傾向を示し、両親や祖父母といった家庭における「読み聞かせ」や「昔話や物語を聞く」ことなど、乳幼児を将来の読書へいざなうための働きかけが少なくなります。また、「読書したきっかけ」や「読んだ本を手に入れた方法」の調査でも、「家族に紹介された」や「本屋で見つけた、本屋で買った」を選択した人数は少なく、家庭での初期読書へのいざないや読書習慣づくりなど、家庭における読書環境が変化しつつあります。

これらのことから、乳幼児期における家庭の読書環境づくりや家庭における読書習慣づくり「家読(うちどく)」などを啓発していく必要があります。

小学校では意図的な読書指導が行われていますが、小学校高学年から中学生にかけて読書離れが起っています。特に中学生になると、スマートフォン等のデジタル機器の影響もあり、その傾向は顕著となります。中学校では、いかにして生徒の意識を学校図書室に向けるかが課題となっており、これらのことから、小・中での図書館教育に関する情報交換、中学校進学時からの読書指導を毎年4月に行い、学校図書室を活用した読書習慣づくりに努めています。町の図書室と学校図書施設とのネットワークを活用し、読書活動の拡大を図るとともに、町全体の読書活動を計画的に進めていくためにも町図書館司書等の役割を担う職員を継続的に配置する必要があります。

以上のことから、今後、特に以下の3点に取り組み、生涯にわたって読書に親しむ習慣づくりを推進していきます。

- ◇ 幼稚園・認定こども園・小中連携による一体的な読書活動を推進していきます。
- ◇ 家庭における読書習慣づくりのため、家庭・地域を巻き込んだ読書活動を推進していきます。
- ◇ 学校図書室と町の図書施設とのネットワークシステムを活用し、図書の流れを推進していきます。

4 本町における読書活動推進体制

推進委員長	桑折町校長会	校長会会長
アドバイザー	桑折町教育委員会	指導主事
推進委員	醸芳小学校	図書館教育担当
	睦合小学校	図書館教育担当
	半田醸芳小学校	図書館教育担当
	伊達崎小学校	図書館教育担当
	醸芳中学校	図書館教育担当
		学校司書
公民館	遊学館「よも～よ」司書	
	図書室担当	

第2章 子どもの読書活動推進に関する基本方針

1 子どもが読書に親しむ機会の充実

子どもが読書を通して豊かな心や表現力、想像力を身につけるためには、自ら主体的に読書を楽しむことができるよう、人的・物的・運営的環境を整えることが重要です。

そのためには、幼児は家庭や幼稚園等、また、小・中学生は家庭や学校において、いつでもどこでも読書に親しむことができるよう、町民ボランティア等との連携を図りながら広く読み聞かせや読書の機会の充実を図り、読書環境を整えていくことが必要です。

町教育委員会は、これらの環境を整えるため、家庭への啓発や中央公民館をはじめ地区公民館の図書の整備・充実を図ります。さらには、幼稚園や学校等の読み聞かせや読書活動を推進し、読書に親しむ機会の充実を図るとともに、家庭や地域並びにそれぞれの機関が果たすべき役割を明確にしながら、子どもの読書活動を総合的に推進することとします。

2 子どもが読書に親しむ環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもを持つ親の理解と役割意識が必要です。乳幼児は両親及び家族の深い愛情によって育まれます。また、児童生徒は、本を読んでもらったり、良書を親や友人に薦められたりして、読書の楽しさを学んでいきます。

したがって、子どもを持つ親や家族を対象とした絵本等の読み聞かせの研修会や広報等による啓発、読書ボランティア活動の充実をはじめ、幼稚園・認定こども園・小・中学校等における教師や保育士による読書活動の推進を図ります。

また、子どもが集まる公民館や学校の図書室の充実を図り、子どもが本と出会える環境を整備し、子どもが読書に親しむことができるように多くの機会と場を提供します。

3 子どもの読書に関わる関係機関との連携

子どもの読書活動を推進するためには、中央公民館や地区公民館の図書コーナー、幼稚園・認定こども園・小・中学校の絵本を含めた図書の整備と充実が必要です。そのために、町は必要な予算を計画的に計上し、良書の購入を進めます。

また、町図書館司書等の役割を担う人材の育成を図るとともに、蔵書検索ネットワークを活用しながら、保護者やPTAと連携協力し、「ノーメディアデー」を設定するとともに、毎月23日の「家読(うちどく)の日」を活用して、子どもの読書力を高めていきます。

第3章 子どもの読書活動推進に関する具体策

1 幼稚園・認定こども園・小学校・中学校における読書活動の推進

- 朝や昼食後の読書活動の継続
- 読み聞かせやブックトーク
- 絵本の紹介や新刊図書の紹介
- 図書室・図書コーナーの活用促進と活用指導
- 図書室便りの発行と読書啓発
- 図書室への新聞配備

(1) 幼稚園・認定こども園における読書活動の推進

乳幼児期は、心身の発達が著しい時期であり、周囲の環境からの影響を最も受けやすい時期です。本能ともいえる快・不快の感情から始まり、様々な体験を通して得られる喜怒哀楽を含む豊かな心や感性、想像力、表現力の基盤が作られる重要な時期にあたります。また、言語面でも、言葉の習得から始まり、幼児期の終わりまでには日本語の話し言葉の基本が習得されるようになる時期です。さらには、自我の芽生えや自己肯定感、集団生活の中での社会性が育まれるなど人間形成の上でもとても大切な時期です。乳幼

児期からの絵本やお話の読み聞かせなどの様々な読書体験は、これらの発達成長を促すうえで大きな役割を果たします。

本町の幼稚園では、読書活動を推進するため、「絵本に親しむ活動の指導計画」を作成し、お話会の開催や日々の読み聞かせ、絵本タイムの設定や絵本コーナーの設置など具体的な取り組みをしています。また、年齢ごとに読み聞かせ体験をさせたい絵本やお話を選定するなど、幼稚園内のすべての幼児が共通の経験を持てるようにしています。

今後、幼稚園では、更なる幼児の想像力や表現力、感性、語彙力などを高め、豊かな心と生きるための様々な力を育むとともに、学童期以降に身につく読書の基礎習慣の基盤づくりのため、「絵本に親しむ活動の指導計画」の改善充実を図ります。また、自らが絵本やお話に興味・関心を持ち主体的にかかわろうとする幼児を育てていくために、図書予算の確保や町図書室との連携を図り、図書の整備と充実をめるとともに、保育士や教諭の豊かな感性、読書活動に関する知識や指導技術の向上のための研修を行い、良書の提供をしていきます。さらには、家庭との連携を図り、いつでも、どこでも絵本やお話に触れることができる読書環境づくりに努めます。

また、子育て支援センター事業として、認定こども園にて、読み聞かせボランティアや司書による「おはなしの会」を行い、絵本だけではなく手遊びやわらべうたなども交えながら、子どもたちに物語の楽しさ、面白さを感じてもらうきっかけづくりを継続して行います。加えて、絵本の出張貸出も行い、親にも絵本選びの楽しさを知ってもらう機会とします。

町内の認定こども園では、子どもたちが自発的に本を手にとれるよう絵本コーナーを設置し、日常的に本と親しめる豊かな環境づくりに努めています。

また、子育て支援センター事業の一環として行われている、読み聞かせボランティアによる「おはなしの会」に合同で参加し、地域の方々とのふれあいを通じて読書の楽しさを味わう機会を設けています。

さらに、3歳児から5歳児のクラスでは、毎朝の活動として「みんな読み」を実施しています。これは先生による一方的な読み聞かせにとどまらず、園児自身も声に出して読む双方向の取り組みであり、子どもたちの言葉への興味・関心や表現力を主体的に引き出しており、本への親しみをより一層深めています。

- 教諭による毎日の読み聞かせを通して、絵本やお話に触れる機会の充実を図ります。
- 保護者や地域の人と連携し、定期的にお話会を開催することにより、絵本やお話に触れる機会の充実を図ります。
- 絵本タイムを設定し、本に親しみやすい環境づくりに努めます。
- 絵本コーナーを設置し、本に親しみやすい環境づくりに努めます。

- 教諭の読書・読み聞かせに関する知識や指導技術を高めるため研鑽に努めます。
- 質のよい絵本・お話の提供に努めます。
- 計画的な図書購入を行い、読書環境の充実に努めます。
- 保護者への読書活動の広報・啓発を行い、家庭における読書活動を推奨します。

(2)小・中学校における読書活動の推進

小・中学校の年代は、心身の諸能力や機能が急速に発達する時期です。

基礎的な読書能力や習慣が身につくのが小学校の時期であり、中学校の段階になると読書を通して主人公の生き方に深く感銘したり、批判したりする能力が芽生え、さらに、情景や背景を想像したり、主人公と自分の生き方とを照らし合わせたりしながら読みを深めるなど主体的に読書活動を行い、成人としての読書水準に近づいていきます。

このように、学校図書は、児童生徒の自主的主体的な学習活動を可能にする教育的環境として、また児童生徒の豊かな人間形成に資する場として、教育的意義が大いにあります。

また、小・中学校では、「総合的な学習の時間」などにおいて「自ら学び自ら考えること」や「学び方を学ぶ」等の機会が増加します。児童生徒の「図書室を活用する力」を育むことは「自ら主体的に学ぶ」能力を育成するうえでも、極めて大切な活動です。そのためには、学校図書室を「読書センター」としてだけでなく、「学習・情報センター」として充実させていくためにも学校経営に具体的に位置づけ、短期・長期の計画を立て、図書館教育を推進していくことが必要です。

アンケート調査からも、小学生は読書のきっかけの場や本を手にする所はほとんど図書室であり、図書室の充実を図っていくことが今後とも重要です。中学生では、本を手にする場所は「本屋」との回答が多いことから、令和6年度より、放課後に図書室を開館しており、図書室から書籍を借りる機会を増やす取り組みを継続する必要があります。

町では、毎年図書購入の予算を配当し、いつでも豊富な図書の中から読みたい本を自由に選ぶことができるよう各学校の図書の整備と充実を図っています。さらに自校の学校図書室と他の学校図書室や遊学館「よも～よ」とのネットワークを活用するほか、定期的な団体貸出を継続し、相互の読書活動拡大を図っていきます。また、家庭・地域に啓発を図りながら、読書活動を充実させていきます。

- 学校経営の重点事項の一つに学校図書館教育を位置づけています。
- 学校図書館教育年間指導計画(長期・中期・短期)を作成しています。
- 「読み聞かせ・読書学習自校プラン」等を作成しています。
- 学校図書館教育のための組織が有り、役割分担が明確で協働体制がとれています。
- 学校図書館司書がいます。
- 学校図書館教育について研修を行っています。

- 日課表に「読書の時間」を位置づけ主体的に読書活動をしています。
- 読み聞かせやブックトーク等により絵本などに触れ合う機会を設けています。
- 小学校では「家読運動とりくみコンクール」を実施し、毎月の実践を確認し、各家庭での実践を促しています。
- 図書委員会の活動が創意工夫され、児童・生徒による自主的な活動がなされています。
- 調べ学習にタブレットのみでなく、図鑑など図書の活用も促しています。
- 学校やボランティア、PTAとの連携等により、「おはなし会」や「読み聞かせ会」等の事業を推進しています。
- 「図書だより」を発行したり新刊図書を紹介し、児童生徒や保護者に対して図書の情報提供や読書に関する啓発を行っています。
- 遊学館「よも～よ」とつながった図書ネットワークを活用し、読書量を増やしています。
- 公民館事業の中で、読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、ボランティアの育成を図るとともに活動の場を提供します。

2 公民館等における読書活動の推進

- ファミリー文庫の運営
- 幼稚園・認定こども園・小学校・中学校への読み聞かせボランティアの派遣（地域学校協働活動）
- 図書貸し出しの推進
- 読書推進企画の推進

(1) 中央公民館における読書活動の推進

町の中央公民館は、小・中学生はもちろんのこと、町民にとっても、立ち寄りやすく、気軽に活用しやすい施設になっています。

また、図書室の他に中央公民館、各地区公民館の目につきやすい場所に読書コーナーを設置するなどして、子どもからお年寄りまで、いつでも本に親しめるような環境づくりに努めます。

加えて、遊学館「よも～よ」においては、季節ごとの読書推進イベントを企画し、子どもだけではなくその親である大人も読書に興味を持ち、親子で本に親しめる環境づくりを図ります。

(2)地区公民館における読書活動の推進

地区公民館は、生涯学習における地域の拠点施設として、多くの町民の学習機会の提供に寄与しています。現在、4つの地区公民館すべてにおいて図書コーナーを設置しています。また、地区公民館は、地域の子どもたちが様々な自由な活動のできる場としても利用されていることから、これらの充実を図っていくことが課題となっています。

したがって、今後、地区公民館の図書を整備し、子どもの読書活動を推進することが必要になります。そのための整備を計画的に進めるとともに、地域のボランティアと協力しながら地域の子どもを中心とした読書活動を進めていきます。

- 青少年教育事業である読書に親しむ機会をさらに充実します。
- 図書の計画的な購入と廃棄を行い、読書環境を積極的に整備します。
- 公民館事業の中で、読み聞かせボランティア養成講座等を開催し、ボランティアの育成を図るとともに活動の場を提供します。
- 遊学館「よも～よ」に司書を配置します。

3 地域や家庭における読書活動の推進

- ボランティアやサークルによる読み聞かせの拡充
- 乳幼児ブックスタートの充実
- 「家読（うちどく）」の勧め
- 家庭での読み聞かせの推奨
- 読書へのいぎない活動の啓発

家庭は子どもにとって最も安心して生活できる居場所です。また、家庭は子どもが家族の一員として共同生活を営むうえで欠かすことのできない憩いの場所でもあります。

このように潤いのある家庭の中で、親や家族が心を込めて本を読んであげると、子どもにとって楽しく幸せな時間であると同時に、親と子が心ふれあう大切な時間でもあります。こうして、親と子の絆は深められ、子どもは心豊かに成長していくものです。

また、地域においては、地域の伝統行事や公民館における子どもを対象とした事業等を通して、子どもの健やかな成長に資することが求められています。

このような家庭や地域における子どもとの関わりを通して、読書活動を進めるための基盤づくりに努めていくことが今後必要です。

そこで、町教育委員会では、「子どもの読書習慣を培うのは家庭である」こと、また、家庭での読書が意識して実践されていない実態(資料1参照)より乳幼児からの読み聞かせ活動と親子読書を奨励します。家庭における読書活動への理解と関心を高めさせる

ため、生活習慣育成とも関連させ「ノーマディアデー」、「家読（うちどく）」の啓発に努めます。

加えて、町で運営するファミリー文庫を主体として、読み聞かせボランティア・サークルによる読み聞かせ活動を充実させるとともに、町で行う乳幼児7か月児健診において、「ブックスタート事業」として絵本のプレゼントを行い、子どもたちが絵本と出会うきっかけづくりを継続して行っています。

4 読書環境の整備

- 図書ネットワークの活用推進
- 関連施設の図書の充実
- 巡回図書の活用や県立図書館等との連携
- 小学校等への定期団体貸出の充実

桑折町のすべての子どもたちが、本に親しめる環境を整備するために、子どもの読書にかかわるすべての家庭や地区公民館等の関係機関に対し、読書の楽しさや大切さについて広報啓発活動を行います。特に、乳幼児期における昔話や絵本の読み聞かせの重要性を両親・祖父母へ啓発し、実行されるよう努めます。

また、子どもの読書活動を推進するために、町広報による啓発活動の推進や、読み聞かせボランティア団体の情報収集と提供に努めるとともに、蔵書検索ネットワークも活用しながら、関係機関と連携した蔵書に関する資料の提供を進めます。加えて、学校と一部子どもクラブを対象に年3回実施している定期的な団体貸出を継続し、子どもが読みたい時に、いつでも新たな本に出合える環境づくりに努め、子ども読書活動の推進をきっかけに、「読書の町」を目指します。

子どもの読書環境の整備と支援に関しては、本計画を効果的に推進していくために県教育委員会や他市町村、及び県立図書館等の関係機関との連携・協力を推進します。なお、本計画を推進するにあたっては、子どもの読書活動が本計画の目的を有効に達成できるように、定期的に計画の進捗状況を把握し評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討を行うこととします。

資料

- 1 「アンケートの結果と考察」
- 2 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月12日公布）
- 3 「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
（令和5年3月28日閣議決定）
- 4 「第五次福島県子ども読書活動推進計画」概要

資料 1

「読書に関する調査」(令和7年11月桑折町教育委員会実施)

(1)小学校

1 調査人数

学 年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
人数	45	59	59	57	47	61	328

2 各学年の1か月間の読書冊数(学校及び家庭等での読書冊数の合計)

※デジタル書籍も含む。※教科書、学習参考書、マンガ、雑誌やふろくは除く。

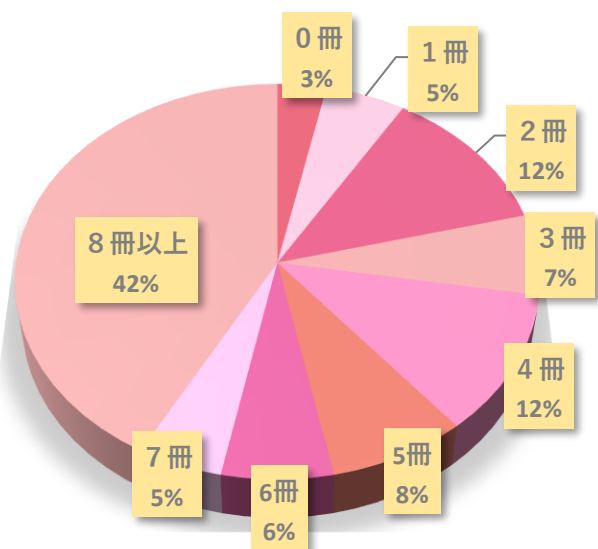
選択肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
0冊				3		8	11
1冊			1	6	4	7	18
2冊	7	5	5	3	9	12	41
3冊	1	3	5	4	8	1	22
4冊	2	4	5	10	9	8	38
5冊		1	4	10	8	3	26
6冊	3	1	1	5	2	9	21
7冊	2	3	5	2	2	2	16
8冊以上	35	42	33	14	5	11	140
8冊以上を選んだ児童 生徒の合計冊数	564	854	503	372	44	199	422.7 (平均)
学年(学級)全体の読書 冊数の合計	611	921	610	530	192	348	535.3 (平均)
学年(学級)全体の 平均読書冊数	13.6	15.6	10.3	9.3	4.1	5.7	9.8 (平均)

3 読まなかった理由

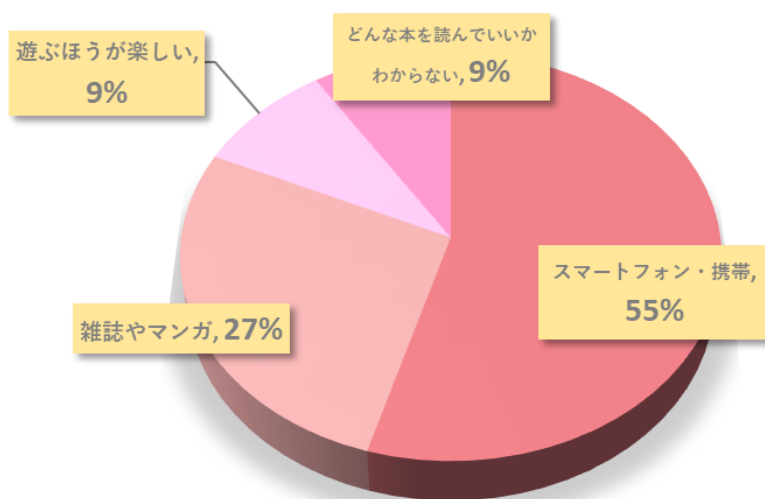
(2で「0冊」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
勉強・塾・宿題などで忙しい							0
部活動等で時間がない							0
テレビ・ゲームなどのほうが楽しい							0
スマートフォン・携帯などのほうが楽しい				1		5	6
雑誌やマンガのほうが好き						3	3
遊ぶほうが楽しい				1			1
どんな本を読んでいいかわからない				1			1
読まなくても困らない							0
本が嫌い							0
その他							0

1 か月間の読書冊数(小学校)



読まなかった理由(小学校)



4 読書したきっかけ

(2で「1冊以上読んだ」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
友達に紹介された		6	5	3	1		15
家族に紹介された		4	2	2		1	9
先生に紹介された			2	3			5
教科書に載っていた			5	6	1		12
学校の図書館で見つけた	45	40	26	32	42	38	223
公共の図書館で見つけた		2	7	1	1	7	18
本屋で見つけた		4	8	4	2	2	20
新聞・雑誌・テレビ・ インターネットで見た		1	3	2		2	8
その他		2	1	1		3	7

5 読んだ本を手に入れた方法

(2で「1冊以上読んだ」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
学校の図書館を利用した	45	47	43	42	46	37	260
公共の図書館を利用した		1	9	1		3	14
友達から借りた							0
自分で買った		9	2	3	1	5	20
その他		2	5	8		8	23

6 読んだ本の媒体

(2で「1冊以上読んだ」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
紙の本の方が多い	44	59	57	54	47	52	313
デジタルの本の方が多い	1		2			1	4

(2)中学校

1 調査人数

学年	1年	2年	3年	合計
人数	23	29	34	86

2 各学年の1か月間の読書冊数(学校及び家庭等での読書冊数の合計)

※デジタル書籍も含む。※教科書、学習参考書、マンガ、雑誌やふろくは除く。

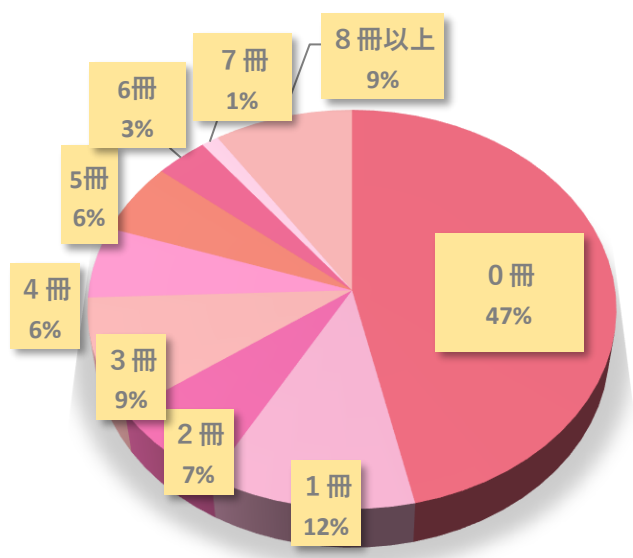
選 択 肢	1年	2年	3年	合計
0冊	6	11	23	40
1冊	2	6	2	10
2冊	2	4		6
3冊	4	3	1	8
4冊	4		1	5
5冊	1	2	2	5
6冊	1	1	1	3
7冊			1	1
8冊以上	3	2	3	8
8冊以上を選んだ児童 生徒の合計冊数	32	16	42	30.0 (平均)
学年(学級)全体の読書冊数の合計	77	55	74	68.7 (平均)
学年(学級)全体の平均読書冊数	3.3	1.9	2.2	2.5 (平均)

3 読まなかった理由

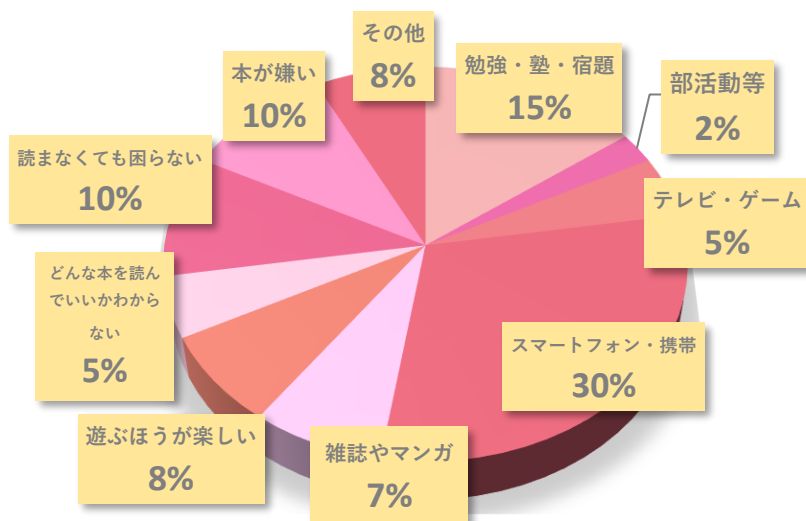
(2で「0冊」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	合計
勉強・塾・宿題などで忙しい			6	6
部活動等で時間がない		1		1
テレビ・ゲームなどのほうが楽しい	2			2
スマートフォン・携帯などのほうが楽しい		7	5	12
雑誌やマンガのほうが好き	2		1	3
遊ぶほうが楽しい			3	3
どんな本を読んでいいかわからない		1	1	2
読まなくても困らない			4	4
本が嫌い	2	1	1	4
その他		1	2	3

1 か月間の読書冊数(中学校)



読まなかった理由(中学校)



4 読書したきっかけ

(2で「1冊以上読んだ」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	合計
友達に紹介された			1	1
家族に紹介された	1		2	3
先生に紹介された				0
教科書に載っていた				0
学校の図書館で見つけた	2	1	1	4
公共の図書館で見つけた		1		1
本屋で見つけた	8	13	4	25
新聞・雑誌・テレビ・インターネットで見た	3	2		5
その他	3	1	3	7

5 読んだ本を手に入れた方法

(2で「1冊以上読んだ」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	合計
学校の図書館を利用した	2	1	3	6
公共の図書館を利用した		1		1
友達から借りた				0
自分で買った	14	16	6	36
その他	1		2	3

6 読んだ本の媒体

(2で「1冊以上読んだ」と回答した児童生徒が対象。最もよく当てはまるもの1つ。)

選 択 肢	1年	2年	3年	合計
紙の本のほうが多い	17	17	11	45
デジタルの本のほうが多い		1		1

【考察】

●小学校の傾向

- ・小学校0冊の児童が増加（特に6学年に多く見られ、4学年もいる。）
- ・小学生（6学年）もスマホの影響は大きいことが分かる。
- ・4「読書のきっかけ」の結果から、学校の図書館で本を見つける生徒が多いことが分かる。学校図書室の役割大。今年は教科書が増加。しかし先生からの紹介が少ない。
- ・4「読書のきっかけ」と同様、5「読んだ本を手に入れた方法」を見ると、1年生の公共図書館利用が少なく、学校図書館の利用は多いようだ。

●中学校の傾向

- ・R5は0人、R6は25人、今年40人と、1冊も読まない生徒が増加。
- ・受験生は勉強が優先になるため「勉強・塾・宿題などで忙しい」が増加。
- ・スマホの影響がある。使用頻度も多いと予想。
- ・「本が嫌い」との回答数が見られる。読書が楽しいと気づかせる手立てが必要。
- ・読書のきっかけは、図書室より本屋。図書室はあまり行かないのであろうか。公共図書館の利用は少ない様子。
- ・5「読んだ本を手に入れた方法」の結果からも、図書室の利用は少ないと推測できる。

○共通の考察

- ・小学校高学年から中学生にかけて、読書の冊数は少なくなっていく。あらゆる機会をとらえて、読書を促す働きかけが大切である。
- ・公共図書館の利用者数は増加しているにも関わらず、学校の調査では「公共図書館での利用」は少ない回答。あまり読まない子、たくさん読む子と2極化が予想されるため、個々に応じた読書指導を計画的に継続的に行っていかななくてはならない。
- ・家庭での読書の習慣はまだ定着していない。家庭や地域と協力して読書量を増やしていかなければならない。

資料 2

「子どもの読書活動の推進に関する法律」

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図

るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

資料3

「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」第4章

第4章子どもの読書活動の推進方策

I 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となり、社会全体で取り組んでいるところであるが、以下の事項について、認識を共有することが重要である。

1 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠である。国、都道府県及び市町村は、関係機関が連携して行う子どもの読書活動を推進する様々な取組の実施を促す必要がある。

例えば、教育委員会において、社会教育主事や指導主事等が協力して、社会教育、学校教育の両面から読書活動を推進していくことが求められる。

また、家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等に加え、公民館、児童館、国立国会図書館、大学図書館等が、機関の特質を生かし、効果的に連携・協力する。また、図書館等が、地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努め、地域に根ざした子どものための読書環境醸成に取り組むことも考えられる。

(1) 地域における学習資源等の共有

学校図書館間、図書館間のみならず、学校図書館・図書館間の連携・協力体制を強化することは極めて重要である。

限られた図書等を有効に活用するために、学校間及び学校・公立図書館間で蔵書データ等の情報を共有し、相互貸借等を行うとともに、図書配送システムを確立し、効率的・効果的なネットワークが形成されることが重要である。国は、障害者が図書館を利用しやすくなるように各館の資源の共有や人材の交流等を行うためのコンソーシアムを構築しており、こうした取組を引き続き推進する。

また、図書館等のDXの進展によって、電子書籍等を含む、社会教育の教育・学習資源が、学校教育においても、最大限に活用される仕組みを構築することが課題となる。このため、例えば、設置する学校の児童生徒に対し、公立図書館の電子書籍貸出しサービスのIDを一括で発行し、各学校の学習活動のほか、長期休業期間中の児童生徒や感染

症や災害発生などの非常時に登校できない児童生徒の自宅学習などを効果的に行えるようにする取組等を、国も積極的に促す。

(2) 地域における人的資源の共有

国は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校が連携・協働するコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進している。

読書のきっかけともなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書関連のイベントの実施等についても、こうした地域社会と協働した活動として促進を図ることが重要である。

例えば、放課後や休日に子どもたちが集まる放課後子供教室、放課後児童クラブ等において、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々の参画を得ながら、子どもが読書に親しむ取組を行う。その際、地域と学校との連絡調整、情報の共有、地域学校協働活動の企画、調整、運営、地域住民への呼び掛け等を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）が、必要に応じ、地域の子どもの読書活動の取組を支援する。国は、読書活動を含む体験活動に関する民間団体等が提供するプログラム等の情報について、統一的なポータルサイトを設ける等、関係者間の情報共有の円滑化やマッチングを図る。

また、子どもの読書活動の推進に当たっては、社会教育士や地域学校協働活動推進員など社会教育関係者のネットワークや知見が有効であるとともに、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されており、連携が促進されるよう、活用方策を検討する。

(3) 関連機関等の特質に応じた連携・協力

多様な機関等の特質を踏まえ、効果的に連携・協力することが重要である。

①公民館

公民館は、地域住民にとって身近な学習拠点、交流の場、地域コミュニティ形成の場等としての役割を担っており、多くの公民館で図書室等による図書の貸出しや、読み聞かせ講座の実施、読み聞かせボランティアの育成など、地域に密着した読書活動の機会が提供されている。各地域での取組については、公民館と図書館が連携し、公民館における児童・青少年用図書等の整備に努めるほか、読書活動に関し専門的知識を持つ者や社会教育士等の社会教育人材、地域のボランティア等多様な人々と連携・協力し、読み聞かせ等の子どもの読書活動の機会の提供を行うことが重要である。

②児童館

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とした施設である。児童館の図書室では、児童・青少年用図書等を活用した様々な活動が行われている。とりわけ、読書活動に関し専門的知識を持つ者や地域のボランティア等多様な人々による読み聞かせやお話（ストーリーテリング）等の活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となる。

③国立国会図書館

国立国会図書館国際子ども図書館では、納本制度による児童・青少年用図書等の収集・保存、外国の児童・青少年用図書等の広範な収集、関連資料の収集・保存を行うほか、公立図書館や大学図書館に対する支援や「学校図書館セット貸出し」事業等の学校図書館に対する支援、所蔵資料の魅力を伝えるための展示会・電子展示会等を行っている。また、「国際子ども図書館」は、児童・青少年用図書等に係る各種情報のインターネットによる提供、全国の図書館職員に対するオンラインを含む講座の実施、研修講師の派遣等を行うとともに、情報交換・意見交換の場の提供等を通じて全館種を対象とした図書館協力を進めるなど、「児童書のナショナルセンター」としての役割を担っている。このため、「国際子ども図書館」は、学校図書館を含む図書館及び関連機関との連携・協力を引き続き推進する。

また、国立国会図書館では、同館が収集又は製作した視覚障害者等用データをインターネット経由で送信する視覚障害者等用データ送信サービスを実施しており、同サービスを通じて、視覚障害その他の理由で通常の活字の印刷物の読書が困難な児童生徒が利用しやすいアクセシブルな電子書籍等を引き続き提供する。なお、同サービスは学校図書館でも利用可能である。

④大学図書館

子どもの読書活動を推進する上で、大学図書館が有する知見や資料を活用することは有効である。このため、大学図書館は一般開放や所蔵資料の図書館への貸出し等、地域や図書館と大学図書館の連携・協力を推進する。

2 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応し ICT を効果的に活用し、読書バリアフリー法や読書バリアフリー基本計画に基づき、アクセシブルな書籍や電子書籍等を整備する等、多様な子どもたちの個別最適な読書環境を実現するために、教師、保育士、学校司書、司書等に求められるスキル、知識、能力も急速に変化し、複雑化している。本計画実施期間において、こうしたニーズに対応できるよう、国、都道府県、市町村、図書館等、関

連機関は、読書活動に携わる人材育成の在り方を見直し、必要に応じ、研修その他の適切な措置を講ずることが求められる。その際、社会教育士の称号を得た司書や学校司書は、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核としての活躍も期待されている。国が実施する各講習については、オンラインでも全課程を受講することができるよう改善を図る。

(1) 司書及び司書補等について

国及び都道府県教育委員会は、「図書館法」（昭和 25 年法律第 118 号）第 7 条の規定に基づき、司書及び司書補がこれらの役割を果たすために必要な資質・能力等の向上を図るため、継続的・計画的な研修を実施するよう努める。

また、子どもを取り巻く ICT 環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するとともに、読書バリアフリー法に基づく取組を含む多様な子どもに個別最適な読書環境の提供を可能とする資質や能力を持った人材の育成が重要である。

こうした状況を踏まえ、国は、これらの講習内容等実態把握に努め、必要な見直しを検討する。

(2) 司書教諭、学校司書等について

学校図書館を有効に活用し、子どもの読書活動を推進するためには、司書教諭及び学校司書が専門的な知識・技能を習得し、専門性等を一層発揮することが重要である。

学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭の職務は、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭の免許状を取得するとともに、所定の機関で司書教諭講習を受講して司書教諭の資格を取得し、教育委員会や学校法人に教諭として採用された後に、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた者が担っている。

専ら学校図書館の職務に従事する学校司書の資格について、制度上の定めはないが、その養成に関して、職務から求められる専門的な知識・技能を整理し、それらの知識・技能を習得できる科目から構成される「学校司書のモデルカリキュラム」が定められている。各大学等の主体的な判断により、積極的に活用されることが期待される。

国は、読書バリアフリー法や ICT 環境の変化を踏まえ、これらの講習内容等について、実態把握に努め、必要な見直しを検討する。

司書教諭、学校司書のみならず、学校での取組に関わる多種多様な人材の資質向上のために研修等を充実させる必要がある。子どもたちに日常的に最もよく接するのは一般の教師であり、研修等を通じて、全ての教師が読書活動の重要性を認識し子どもたちに働き掛けること、また、より総合的に読書活動が促進されるよう、指導主事や校長等の研修において、子どもの読書活動に関する内容の充実が図られることが重要である。

教師を対象とした研修機会の充実のみならず、教職課程において、各大学の主体的な判断により読書教育に関する取組が推進されることが期待される。

また、各学校における校内研修や研究会等を通じ、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例が共有され、教職員の意識の高揚や指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実、教職員間の連携を促すことも重要である。

3 普及啓発

子どもの読書活動の推進のために、普及啓発活動を促進する必要がある。

(1) 子ども読書の日

「子ども読書の日」（4月23日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（推進法第10条第1項）に設けられたものである。

国、都道府県及び市町村は、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を引き続き実施するよう努めるとともに、文字・活字文化についての関心と理解を深めるために設けられた「文字・活字文化の日」（10月27日）においても、その趣旨にふさわしい行事が国民の間で実施されるよう努める。国は、引き続き、国民の間に広く子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に「子どもの読書活動推進フォーラム」を開催する。また、都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体、書店等の民間企業等と連携を図りながら、ポスター等の作成・配布等を通じて全国的な普及啓発を図る。

(2) 優れた取組の奨励

国は、子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深める。

具体的には、子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている都道府県、市町村、学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰等を行うことで、取組の奨励を図る。また、表彰等において、新たに、幼稚園、保育所、認定こども園等も対象とし、関連する活動奨励を図る(*31)。

国が行う奨励に当たっては、「第2章基本的方針」で述べた、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の各項目を重視することとする。

(3) 優良な図書の普及

「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第8条第9項の規定により、社会保障審議会(*32)では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦している。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。国は、図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及することを促す。

4 発達段階に応じた取組

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの発達段階に応じた読書活動が行われることが重要である。読書に関する発達段階ごとの特徴として、例えば、以下①～④のような傾向があるとの指摘がある(*33)。

①就学前(幼稚園、保育所、認定こども園等)の時期(おおむね6歳頃まで)

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

②小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで)

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで)

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで)

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

他方、子どもの発達是多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動の推進を目指す必要がある。

例えば、0歳児健診などの機会に、絵本に接する機会の提供や、絵本の配布等を行う「ブックスタート」等の取組を実施し、小学校入学までに、再度、類似の取組を行い、さらに、不読率の状況を勘案し、学校種間の移行段階に着目した取組を進める。また、多様な子どもの読書活動を支援していく上では、個々の発達段階や状況等に応じて、紙媒体や電子媒体等を柔軟に選択できる環境整備が重要である。

国は、電子書籍や電子図書館に関する実態把握・分析、優良事例に係る情報提供、「3普及啓発」の施策等を通じ、こうした取組を推奨していく。

5 子どもの読書への関心を高める取組

子どもの読書への関心を高めるために、多様な取組が行われている。

読書への関心を高める取組としては、乳幼児期から実施される「読み聞かせ」や「お話（ストーリーテリング）」、協働的な活動として、子ども同士での本等の紹介や話し合いを行う「読書会」、「書評合戦（ビブリオバトル）」、「ペア読書」、「味見読書」、「まわし読み新聞」、ゲーム感覚で実施される「アニマシオン」、「本探しゲーム」等の取組が挙げられる。

また、子どもの視点に立った取組を実現する観点から、子どもが主体的に読書活動に取り組む図書委員、子ども司書等の活動を促すことも重要である。

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子を手渡したり、「読書通帳機」に印字するサービスを提供したりする取組がある。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を再確認したりすることができ、読書活動への意欲が高められることが期待される。

より発展的な取組としては、映画等の映像作品と原作を比較しながら読んだり、自分が書き手となったり、「読書新聞」、「読書ポスター」や本の帯を作成したりする取組が挙げられる。こうした取組によって、より多様な子どもの関心を集めることも期待される。さらに、既存の取組に、多様な子どもたちが参加できるように工夫することや、ICTを効果的に活用することも重要である。例えば、読み聞かせ等の取組に、手話を添えたり、手遊びや歌を交えたり、様々な言語を併用したりする。こうした活動を地域の図書館や学校で行う場合は、ボランティア人材の協力等も必要である。また、読書記録のためのアプリ等に協働的な活動を可能とする仕組みを付加し、読書活動に対する関心を高めたり、オンラインの読書会を開催し、外出の難しい保護者や子どもが参加しやすくなるよう工夫をしたりしている。

国際交流活動の中で、読書活動に親しむ取組も実施されている。例えば、国が実施する「日中韓子ども童話交流事業」(*34)では、日本・中国・韓国の子どもの子どもたちが一堂に会

し、各国の絵本・童話を比べて読むことで、読書の楽しみを共有するとともに、テーマに基づき世界に一つだけの絵本を作成するなどの文化交流を行い、相互理解の増進を図っている。

国は、「3普及啓発」の施策等を通じ、こうした取組を推奨していく。

資料4

「第五次福島県子ども読書活動推進計画」概要

第五次福島県子ども読書活動推進計画（令和7年3月策定）

基本理念 「ふくしまの未来をひらく 読書の力」

福島の子どもの読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

乳幼児期から家庭を原点として、学校、地域等において子どもが本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校（義務教育学校を含む）、高等学校、特別支援学校において、それぞれの発達段階に応じて読書活動の推進に向けた特色ある切れ目のない取組が展開されることを目指します。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備の推進を図ります。

また、公立図書館や学校図書館等の機能の充実や子どもの読書活動を支える人材の確保や資質向上と更なるネットワークの構築を図ります。そうしたことを踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関、団体等が連携・協力する体制を構築し、子どもの読書活動の推進に向けた環境の整備を進めます。

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取組や広報を充実していくことが必要です。

そこで、子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、実践事例等の情報提供や、優れた取組の奨励等、より一層の普及啓発活動に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られることを目指します。